

7つくば市カーシェアリング運営事業者公募要領（管路輸送センター）

1 趣旨

本事業は、市域におけるカーシェアリングの推進による自家用車保有台数の削減を目的として、カーシェアリングステーションを設置することを条件に、事業者へ市が所有する駐車場を貸し出すものである。

この要領は、本事業に係る公募型プロポーザル方式の選考に関して、必要な事項を定める。

2 貸出内容

別紙「7つくば市カーシェアリング運営に係る市有駐車場賃貸借契約仕様書（管路輸送センター）」に記載のとおり。

3 提案（見積）下限額

1車室あたり年間41,280円とする。（消費税及び消費税相当額を含む。）

4 スケジュール

- (1) 公募開始・・・令和7年2月19日（水）から
- (2) 質疑受付・・・令和7年2月19日（水）～令和7年2月25日（火）
- (3) 質疑回答・・・令和7年3月3日（月）まで
- (4) 提出書類の受付・令和7年2月19日（水）～令和7年3月10日（月）
- (5) 審査期間・・・令和7年3月12日（水）～令和7年3月14日（金）
- (6) 審査結果通知・・・令和7年3月18日（火）まで
- (7) 契約の締結・・・令和7年3月下旬（予定）

5 参加資格

参加資格を有する者は、この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税について未納がないこと。
- (7) カーシェアリング事業を3年以上運営した実績があること。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 企画提案書（任意様式）
- (2) 提出方法
 - 電子メールにより提出すること。
 - （電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。電話の受付時間は、平日の午前8時45分から午後4時30分までとする。）
- (3) 提出先
 - 「10 問合せ先」と同じ
- (4) 提出期限
 - 令和7年3月10日（月）午後4時30分まで
- (5) その他
 - ア 文字は注記等を除き10ポイント以上とすること。
 - イ 添付ファイルは8MB以内に収めること。

7 企画提案書の内容

企画提案書は、本要領に基づき提出者が駐車場を借受けた場合を想定して、以下について記載し、提案を行うこと。

なお、「1 会社概要」に関しては、企画提案書に記載する代わりにパンフレットの写しを添付してもよい。また、「2 業務実績」については、契約書の写し（業務名、契約相手方、契約期間がわかるもの）を添付すること。

記載項目	必須記載内容
1 会社概要	商号、代表者、所在地、設立年月日、事業内容等
2 業務実績	・他自治体及びつくば市内における運営実績
3 カーシェアリング事業計画	・サービスの料金体系 ・営業期間及び時間 ・事故等に対する補償制度、利用者サポート等の内容 ・車種とその台数 ・目印等の設置予定
4 車両、駐車場の維持管理、安全、防犯対策	・保守管理体制 ・安全措置、防犯措置等
5 緊急時、トラブルへの対応、苦情処理等	事故対応フロー、サービスに対する苦情等への対応方法
6 提案賃料	1車室あたりの年額（41,280円以上）
7 独自提案	別紙「7つくば市カーシェアリング運営に係る市有駐車場賃貸借契約仕様書（管路輸送センター）」に記載のない独自の提案事項
8 利用促進のためのデータ分析と効果の算出	・利用状況等のデータ収集及び分析による課題検討や改善提案方法等 ・目的の達成状況（自家用車保有台数及び二酸化炭素排出量削減効果等）の算出方法 ・提案内容によるその他効果の提示
9 市への要望等	借用するにあたり、市へ希望すること。

8 審査等

(1) 審査方法

本プロポーザルについては、7つくば市カーシェアリング運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が以下の評価項目を総合的に評価し、最も適した提案を行った者を契約候補者とする。

なお、審査は委員会による原則書類審査のみとする。

(2) 評価基準

提出された企画提案書は次の項目により評価を行う。

評価項目と関連記載項目	評価の着目点	配点
実績 (2)	自治体におけるカーシェアの実績が十分にあるか	15
提案賃料 (6)	提案（見積）額の多寡	20
配置台数 (3)	カーシェアを何台配置するか	20
車種 (3)	環境に配慮した車種であるか	15
利用者へのサービス (3, 4, 5)	市民の利便性を考慮した提案となっているか	15
独自提案 (7)	優れた工夫や独創性がみられるか	15

(3) 審査結果の通知

審査結果は、書面により通知する。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき、市ホームページにて公表する。

9 質疑応答

(1) 提出方法

電子メールで「10 問合せ先」に記載された電子メールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。電話の受付時間は、平日の午前8時45分から午後4時30分までとする。また、電子メールの件名は「7つくば市カーシェアリング運営事業者公募（管路輸送センター）」とし、文面には事業者並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年2月25日（火）午後4時30分までとする。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年3月3日（月）に本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。

10 問合せ先

本募集に関する問合せ先は以下のとおりとする。

つくば市生活環境部環境政策課 担当：吉田
電話：029-883-1111（内線 4391）
電子メールアドレス：evm026@city.tsukuba.lg.jp

11 提出書類の扱い

- (1) 提出書類は、契約候補者選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、処理するものとする。

12 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格として扱うものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合

13 契約方法

賃貸借契約により契約を行う。第1位の契約候補者として選定された者と賃貸借契約に向けた仕様等の交渉を行い、その者と合意に至らなかった場合又はその者が失格となった場合には、第2位の契約候補者に選定された者と交渉を行う。2位以下も同様に行う。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 災害その他特別な事情により、駐車場の貸出が不可能となった場合、つくば市の指示に従うこと。
- (3) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。

(様式1)

年 月 日

参 加 表 明 書

「7つくば市カーシェアリング運営事業者公募（管路輸送センター）」について、参加を表明します。

また、7つくば市カーシェアリング運営事業者公募要領（管路輸送センター）第5項に定める参加資格を満たしていることを誓約します。

つくば市長 五十嵐立青 宛て

(代表者) 住 所

会社名

代表者職氏名

(担当者) 部 署 名

役 職

氏 名

電話番号

E-mail